

第65回岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1 日時：令和5年2月17日（金） 14時30分～15時

2 場所：本庁3階 第三会議室

3 出席者：資料席次表参照

4 議事概要

[市長]

これから第65回となる本部会議を開催する。

岡山市の本日の新規感染者は148人。新規感染者数は減少が続いている。

マスクの着用について、政府は3月13日から個人の判断に委ねることを基本とする方針を明らかにした。本日は、今後の対応について協議を行うため、集まってもらった。

各局室の対応状況を報告願う。

(1) 新型コロナウイルス感染状況等について【保健福祉局】

[感染症対策担当局長]

・感染者の推移

1週間平均の感染者は167.3人まで減少。感染者は1月中旬以降、減少している。

・マスク着用の考え方

国から今後のマスク着用について方針が示された。

3月13日以降、マスク着用は個人の判断が基本となる。その上で、判断の参考となるよう、マスク着用が効果的な場面を周知することとなっている。

感染防止対策としてマスク着用が効果的な場面として、医療機関受診時や高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時、通勤ラッシュ等混雑したバスや電車に乗車する時、流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くとき、などと示されている。

また、発熱、喉の痛みなどの症状がある方、コロナ陽性者等は引き続き、まずは外出を控え、やむを得ず外出する際にはマスク着用をお願いする。

高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従業員については、勤務中のマスクが推奨されている。

今後、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策を求めることもあるとされている。

市民の皆様は、ご自身や周りの状況に応じ、判断していただきたいと思っている。

マスク着用の考え方の見直し後も、引き続き「3密の回避」「人と人の距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の感染防止対策をお願いしたい。

・5類への移行について

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザ等と同じ、5 類感染症となる見込みである。

具体的な対応については、今後国から示されるが、岡山市として検討しておくべき主なものを 5 つ項目として挙げている。

発熱などの症状がある者への対応、感染拡大時の対応、高齢者施設等への対応、市民への情報提供、ワクチン接種である。

例示として、発熱時やコロナ感染時の相談窓口の継続、重症化リスクの高い方が多い施設等への支援策、情報提供、ワクチン接種などについて、今後、国の動向を注視しながら、市が行うべき施策を検討し、決定次第お知らせしていきたい。

(2) 卒業式におけるマスク着用の考え方について【教育委員会】

[教育長]

文部科学省から令和 5 年 2 月 10 日付「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」が発出されたことを受け、岡山市は、現在の学校での感染状況が落ち着いていること、卒業式は他の学校教育活動より感染リスクが低いこと、また、学校生活最後の卒業式という日に成長した姿を友だちや保護者の方、先生方に見てもらうなどの教育的意義に考慮するとともに各学校の状況等も配慮したうえで、岡山市立学校の卒業式について、基本的な方針を以下のとおりとする。

まず、児童生徒のマスクの着用について。マスクを外すことを基本とする。ただし、周囲の者と十分な身体的距離が確保できない場合は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じることとする。

また、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する際は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じることとする。

次に、来賓・保護者の参加について。来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保できる参加人数とする。

そして、学校の指導について。基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒が一定数いると考えられることから、学校はマスクの着脱を強いることのないようにする。また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導をしてみたい。

最後に、「年度内における卒業式以外の学校教育活動」については、これまでの感染症対策の取組を継続する。

[市長]

教育的配慮の中身をもう 1 回コメントしてほしい。

[教育長]

文部科学省も教育的配慮が大きな理由となっている。卒業式は学校生活最後である。今までは、給食の時以外はマスク生活でほとんど表情も見えず暮らしている状態である。特に中学校 3 年生はほぼ 3 年間マスクの生活を強いられていたが、卒業式の日には、笑顔になるか涙を流すかわからないが、表情をしっかりと友達、保護者、先生方に見てもらおうということを我々は教育的意義に感じている。

(3) 未就学児施設におけるマスクの取扱いについて【岡山っ子育成局】

[岡山っ子育成局長]

就学前施設でのマスクの取扱いについてであるが、園児にはこれまでどおり、マスクの着用を求めないことで変わらない。

職員や保護者については、現在マスクの着用を徹底しているが、3 月 13 日以降は個人の判断となる。

なお、感染対策上、事業者が職員や保護者に対してマスクの着用を求めることも可能とされている。

(4) 市主催行事等におけるマスク着用の考え方【危機管理室】

[危機管理監]

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に合わせて見直しを行う。

まず 1 つ目。マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

2 つ目。主催者は最新の業種別ガイドラインに沿った感染防止策を徹底するとともに、感染対策上又は事業上の理由により必要と判断した場合には、出演者や参加者にマスクの着用を求めることができることとする。

この考え方については、令和 5 年 3 月 13 日から適用したい。

(5) 市の公共施設のキャンセル料還付の終了について【財政局】

[財政局次長]

これまで、令和 2 年 2 月から約 3 年にわたり、市内の公共施設において、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由として利用予約を取り消した場合の施設使用料や、キャンセル料を全額還付することとしていたが、新型コロナウイルス感染症が 5 月 8 日から 5 類感染症の位置づけとなる見込みのため、正式に決定された場合は、取扱いを終了しようとするものである。

5 本部長まとめ

マスク着用の考え方であるが、3 月 13 日以降、マスク着用は個人の判断が基本となる。マスク着用が効果的な場面として、政府は、医療機関受診時や高齢者施設訪問時、混雑したバスや電車の中、重症化リスクの高い方が流行期に混雑した場所に行くとき、などを示してい

る。

市民の皆様は、ご自身や周りの状況に応じ、判断していただきたい。なお、発熱、喉の痛みなどの症状がある方、コロナ陽性者等は引き続き、マスク着用をお願いしたい。

市立学校と保育園等のマスクの取扱いであるが、市立の学校は、新しいマスク着用の取扱いは4月1日からとなるが、卒業式においては、感染状況や感染リスクに配慮した上で、教育的な意義から、児童生徒はマスクを外すことを基本とする。

保育園等においては、3月13日から新しいマスク着用の取扱いとなるが、園児については今までと変わらず、マスク着用は求めない。保育者・保護者のマスク着用は個人の判断となるが、状況によってはマスクの着用を保育事業者の方にご判断いただくことになる。

5類への移行に向けてであるが、今年の5月8日から新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザ等と同じ、5類感染症となる見込みである。具体的な対応については、今後国から示されるが、岡山市としても、市民の健康、不安に寄り添ってサポートしていくことが必要と考えている。

国の動向を注視しつつ課題を整理し、発熱時やコロナ感染時の相談窓口の継続、重症化リスクの高い方が多い高齢者施設等への支援策など、市が行うべき施策を確実に実行してまいりたい。

第65回岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和5年2月17日（金）

14時30分～15時

場 所：本庁3階 第三会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

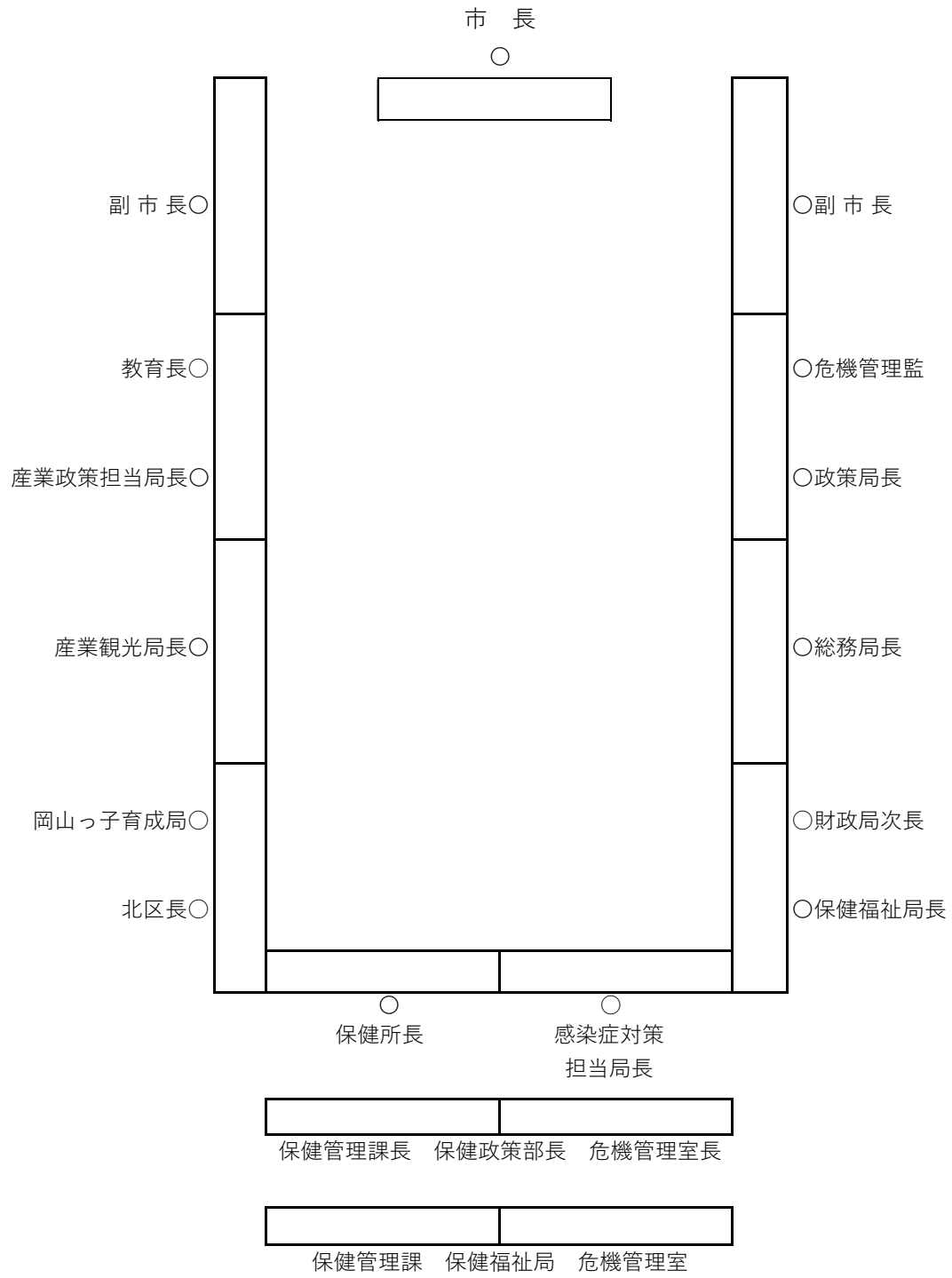
（1）現時点における対応状況等について担当局から報告

- ① 保健福祉局
- ② 教育委員会
- ③ 岡山っ子育成局
- ④ 危機管理室
- ⑤ 財政局

（2）その他

3 閉 会

第65回 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
配席図 (R5.2.17)

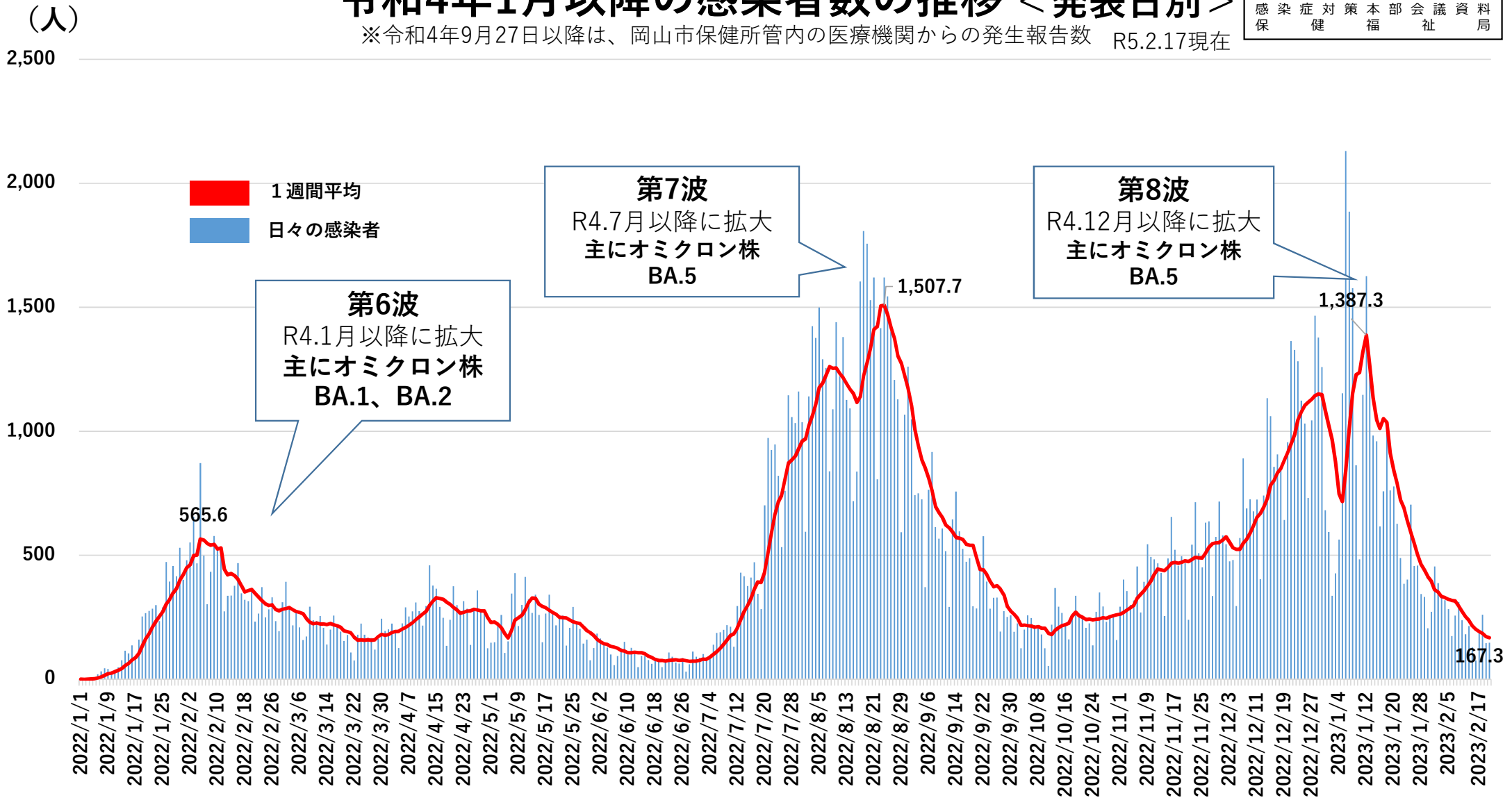


(報 道)

令和4年1月以降の感染者数の推移 <発表日別>

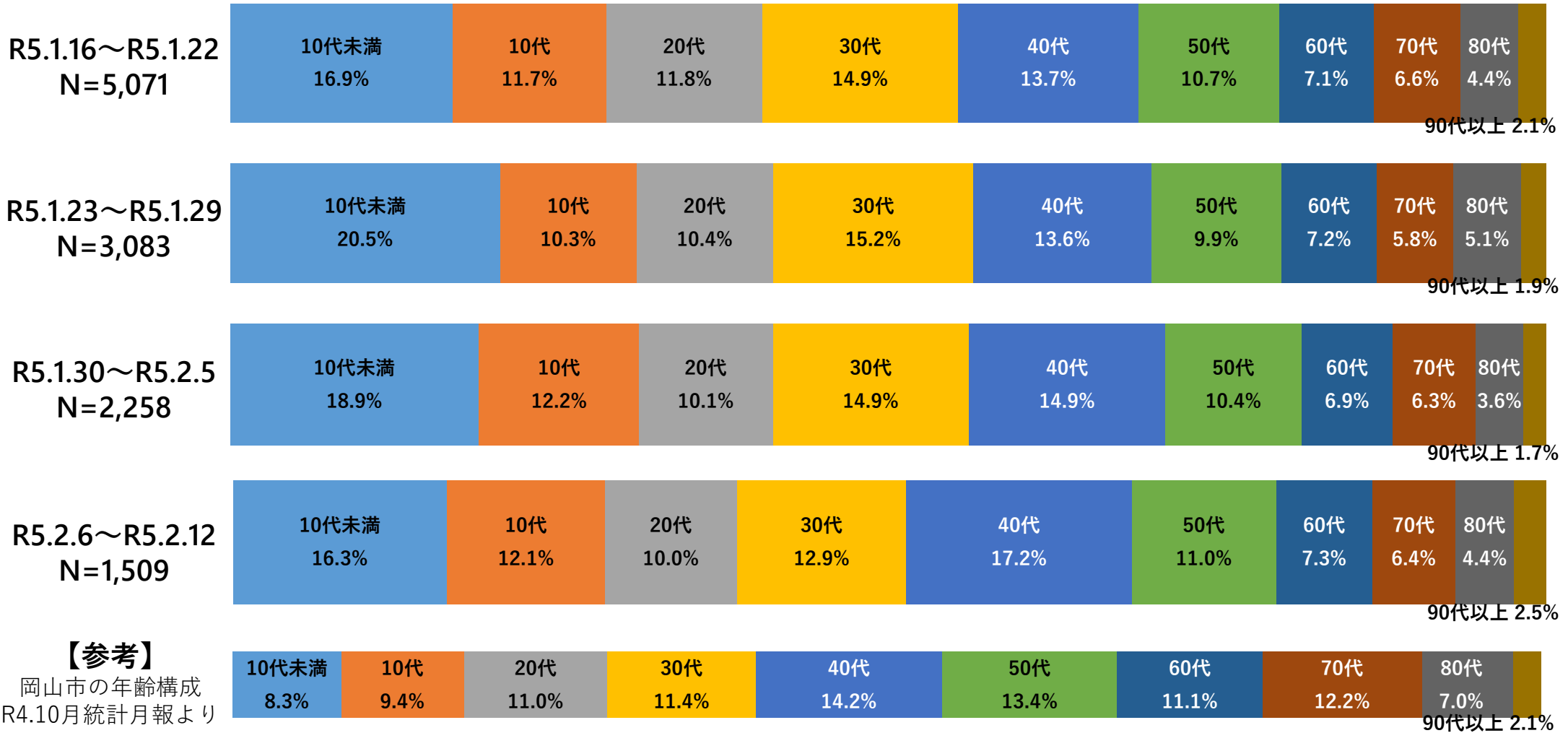
※令和4年9月27日以降は、岡山市保健所管内の医療機関からの発生報告数 R5.2.17現在

令和5年2月17日
第65回新型コロナウイルス
感染症対策本部会議資料
保健福祉局



1週間毎の感染者の年代の比較

※令和4年9月27日以降は、岡山市保健所管内の医療機関からの発生報告数
どの年代も感染者は減少しています。



マスク着用の考え方（令和5年3月13日以降）

マスク着用は **個人の判断** が基本となります。

● 感染防止対策としてマスク着用が効果的な場面

- （１）医療機関受診時
- （２）高齢者等重症化リスクが高い人が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- （３）通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時
- （４）流行期に重症化リスクの高い人が、混雑した場所に行くとき

● 発熱、喉の痛みなどの症状がある方、コロナ陽性者等はマスク着用を

症状がある方、コロナ陽性者、陽性者の同居家族は、感染を広げないため、外出を控えてください。
通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用してください。

※感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けることがあります。
※医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用が推奨されます。

新型コロナウイルス感染症 5類への移行に関する論点

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類となった場合、これまで実施してきた様々な対策・支援について、国の方向性も踏まえ、検討が必要

1 発熱などの症状がある者への対応について

例) 受診の相談等、相談窓口の継続設置

2 感染拡大時の対応について

例) 受診方法や検査キットを活用した自己検査に関する周知

3 高齢者施設等の対応について

例) 施設内の感染者の早期発見及び感染者が発生した場合の感染拡大防止への支援

4 市民への情報提供について

例) 感染動向や基本的な感染対策の周知

5 ワクチン接種について

例) 正しい情報の提供や接種勧奨に関する周知

卒業式におけるマスクの取扱いについて

岡山市立学校の卒業式について、基本的な方針を以下のとおりとする。

1. マスクの着用について

- マスクを外すことを基本とする。ただし、周囲の者と十分な身体的距離が確保できない場合は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じること。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する際は、マスクを着用など一定の感染症対策を講じること。

2. 来賓・保護者の参加について

- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保できる参加人数とすること。

※留意事項

- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒が一定数いると考えられることから、学校はマスクの着脱を強いることのないようにすること。
- 学校は、児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。

なお、年度内における卒業式以外の学校教育活動については、これまでの取組を継続する。

【学校教育活動について】

- 児童生徒と接する教職員は、マスクを着用する。
- 授業は、あらゆる活動について、マスクを着用した上で、実施を可能とする。
ただし、体育の授業や登下校ではマスクの着用は不要。
- 学校行事は、マスクを着用した上で、実施可能とする。
- 部活動で活動する範囲は県内とする。公式戦等の参加は可能とする。

3月13日以後の未就学児施設におけるマスク着用の取り扱いについて

令和5年2月10日付け厚生労働省の事務連絡に基づき、以下のとおりとします。

1 日常のマスク着用について

	3月13日から	3月12日まで
園児のマスク	<ul style="list-style-type: none">・ 2歳以上児 着用は求めない・ 2歳未満 着用を奨めない	<ul style="list-style-type: none">・ 全園児 着用を求めない・ 2歳未満 着用を奨めない
保育者のマスク	<ul style="list-style-type: none">・ 個人の判断・ 感染対策上、事業者が保育者に着用を求めてもよい	<ul style="list-style-type: none">・ 着用の徹底
保護者のマスク	<ul style="list-style-type: none">・ 個人の判断・ 感染対策上、事業者が保護者に着用を求めてもよい	<ul style="list-style-type: none">・ 着用の徹底

なお、マスク着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等必要な感染対策を講じることとする。

2 卒園式におけるマスクの取り扱いについて

上記1の3月13日以後の考え方に基づき開催する。

岡山市主催行事等におけるマスク着用の考え方について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更に伴い、岡山市主催行事等におけるマスク着用の考え方を下記のとおりとする。

記

1. イベント等におけるマスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
2. イベント等の主催者は、業種別ガイドラインを遵守するとともに、感染対策上又は事業上の理由により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができることとする。

※ この考え方は、令和5年3月13日から適用する。

市の公共施設のキャンセル時における料金還付等の終了について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年2月20日以降に市の公共施設において利用予約を取り消した場合における既納の施設使用料・利用料金の全額還付等を行うこととしていた方針について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上、5類感染症に位置づけられる日（令和5年5月8日見込み）にあわせ、その前日をもって終了することとする。

1 対象施設

岡山市の公共施設（市民利用施設）

2 対象期間

（現 行）令和2年2月20日（木）以降の利用分

（変更後）令和2年2月20日（木）から、

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、
新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられる日の
前日の利用分まで

【参考】

1 対象者

「新型コロナウイルス感染防止」を理由として、施設の利用をキャンセルする方

2 還付等の対象

既納の施設使用料・利用料金は全額還付
未納の場合のキャンセル料も不要